

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月28日

【事業年度】 第94期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 ホッカホールディングス株式会社

【英訳名】 HOKKAN HOLDINGS LIMITED

【代表者の役職氏名】 取締役社長 池田 孝資

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 砂 廣 俊 明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

【電話番号】 03(3213)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 砂 廣 俊 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	152,931	119,923	122,075	119,274	128,757
経常利益 (百万円)	1,652	5,732	8,732	6,303	7,078
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	4,805	3,384	4,987	4,261	1,150
包括利益 (百万円)	2,779	3,186	6,163	4,464	1,258
純資産額 (百万円)	47,012	49,597	51,068	55,072	57,917
総資産額 (百万円)	134,820	132,101	127,134	137,162	155,950
1株当たり純資産額 (円)	640.91	677.96	811.03	4,397.03	4,461.26
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	71.45	50.33	78.95	349.60	94.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	32.0	34.5	38.9	39.1	34.9
自己資本利益率 (%)		7.6	10.5	8.3	2.1
株価収益率 (倍)		6.16	6.38	5.38	20.36
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,756	12,953	13,714	6,953	11,057
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,138	12,089	1,002	8,755	19,502
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,706	305	12,543	845	9,575
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	930	2,155	2,325	1,329	1,982
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	1,864 〔644〕	1,933 〔518〕	1,950 〔491〕	1,999 〔451〕	2,057 〔464〕

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第91期・第92期・第93期・第94期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第90期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を表示しております。

4 第90期における親会社株主に帰属する当期純損失()は、固定資産に係る多額の減損損失の計上等によるものであります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6 2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第90期	第91期	第92期	第93期	第94期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
営業収益 (百万円)	1,647	1,590	1,895	2,134	1,935
経常利益 (百万円)	909	819	984	1,103	680
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	5,702	643	2,018	2,714	2,335
資本金 (百万円)	11,086	11,086	11,086	11,086	11,086
発行済株式総数 (株)	67,346,935	67,346,935	67,346,935	67,346,935	13,469,387
純資産額 (百万円)	31,603	32,229	32,340	34,888	32,102
総資産額 (百万円)	84,425	82,529	77,434	80,770	88,717
1株当たり純資産額 (円)	469.85	479.19	530.58	2,862.17	2,633.85
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	7.50 (3.75)	7.50 (3.75)	7.50 (3.75)	8.50 (3.75)	27.50 (3.75)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	84.77	9.57	31.95	222.72	191.60
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	37.4	39.1	41.8	43.2	36.2
自己資本利益率 (%)		2.0	6.3	8.1	
株価収益率 (倍)		32.39	15.77	8.44	
配当性向 (%)		78.4	23.5	19.1	
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	26 〔 - 〕	33 〔 - 〕	30 〔 1 〕	31 〔 2 〕	36 〔 3 〕
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	99.5 (130.7)	113.6 (116.5)	184.1 (133.7)	142.3 (154.9)	148.1 (147.1)
最高株価 (円)	310	345	573	525	2,370 (458)
最低株価 (円)	258	276	282	363	1,544 (346)

- (注) 1 営業収益には消費税等は含まれておりません。
- 2 第91期・第92期・第93期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第90期・第94期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 従業員数は就業人員数を表示しております。
- 4 第90期・第94期における当期純損失()は、投資損失引当金繰入額の計上等によるものであります。
- 5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- 6 2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失()を算定しております。
- 7 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 8 2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。第94期の株価については当該株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に当該株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
1921年10月	小樽市に資本金100万円にて北海製罐倉庫株式会社を設立、缶詰用空缶の製造、販売並びに倉庫業を開始。
1931年1月	小樽工場新設。
1941年7月	企業合同による8社合併で、東洋製罐株式会社を設立し、その小樽工場として操業継続。
1949年5月	東洋木材企業株式会社(現・株式会社トーモク)を設立し、空缶用外装木箱の製造、販売開始。
1950年2月	過度経済力集中排除法により東洋製罐株式会社より分離独立し、資本金5,000万円にて北海製罐株式会社を設立、本社を東京に設置。
1950年4月	昭和製器株式会社(現・連結子会社)を設立。
1950年5月	東京証券取引所に株式上場。
1951年5月	札幌証券取引所に株式上場。
1956年1月	株式会社トーモクが小樽紙器工場開設し、ダンボール箱の製造・販売を開始。
1957年7月	缶詰研究所新設。
1959年7月	東洋運輸株式会社(現・トーウンサービス株式会社)を設立。
1960年11月	日東製器株式会社(現・連結子会社)を設立。
1961年4月	ポリエチレンボトルメーカーであった東都成型株式会社(現・連結子会社)の増資に際し資本参加。
1971年1月	中央研究所新設。
1971年10月	岩槻工場新設。
1973年9月	株式会社日本キャンパック(現・連結子会社)を設立、缶詰飲料の受託充填事業開始。
1974年11月	株式会社小樽製作所(現・オーエスマシナリー株式会社、現・連結子会社)を設立。
1979年3月	館林工場新設。
1981年2月	株式会社トーモク、東京証券取引所第一部に上場。
1985年1月	株式会社ワーク・サービス(現・連結子会社)を設立。
1988年2月	日本たばこ産業株式会社と共同出資にて飲料充填を目的とした株式会社ジェイティキャンピングを設立。
1989年4月	千代田工場新設。
1993年6月	滋賀工場新設。
2002年4月	株式会社日本キャンパックが日本たばこ産業株式会社の子会社である株式会社ジェイティキャンピング株式の一部を取得し、連結子会社とするとともに、社名を株式会社西日本キャンパックに変更。
2005年10月	会社分割により北海製罐株式会社(現・連結子会社)を新設し、当社はホクカンホールディングス株式会社へ商号変更のうえ純粋持株会社へ移行。 三菱マテリアル株式会社と共同で飲料用アルミ缶製造・販売会社であるユニバーサル製缶株式会社(現・持分法適用関連会社)を設立。
2006年3月	株式会社トーモクは提出会社が保有株式の一部を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外。
2011年7月	PT.HOKKAN INDONESIA(現・連結子会社)を設立。
2013年7月	北海製罐株式会社が株式会社コスメサイエンス(現・連結子会社)の株式を取得し子会社化。
2014年6月	株式会社日本キャンパックがくじらい乳業株式会社(現・連結子会社)の株式を取得し子会社化。
2016年8月	トーウンサービス株式会社は提出会社及び連結子会社が全株式を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外。
2018年11月	PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI(現・連結子会社)を設立。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社および子会社19社、関連会社3社により構成されております。

当社は純粋持株会社として、主にグループ各社の経営管理を行っております。またグループ各社は容器（金属缶およびプラスチック容器）の製造・販売、各種飲料等の受託充填、機械製作・販売およびその他の事業活動を行っております。

当社グループの事業に係る位置付けは次のとおりであります。

容器(金属缶およびプラスチック容器)事業

連結子会社の北海製罐(株)において飲料缶・食缶等の各種缶詰用空缶およびプラスチック容器を製造・販売しているほか、連結子会社の日東製器(株)がエアゾール缶、食缶と美術缶、昭和製器(株)が飲料缶、食缶と美術缶を北海製罐(株)より受託生産しております。また東都成型(株)が化粧品、洗剤、薬品等のプラスチック容器を主に製造・販売し、その一部を北海製罐(株)に供給しております。

また持分法適用関連会社のユニバーサル製缶(株)ではビール缶等のアルミ缶を製造・販売しております。

充填事業

連結子会社の(株)日本キャンバックおよび(株)西日本キャンバックは、お茶、コーヒー、ジュース、水など飲料の受託充填を行っております。なお、充填に使用する飲料缶およびプラスチック容器については、北海製罐(株)等から供給を受けております。また、連結子会社のくじらい乳業(株)は乳製品の受託製造・販売を行っております。

機械製作事業

連結子会社のオーエスマシナリー(株)は製缶機械、多種多様な専用機械、金型などの製造を行っており、グループ内各社に供給しております。

その他事業

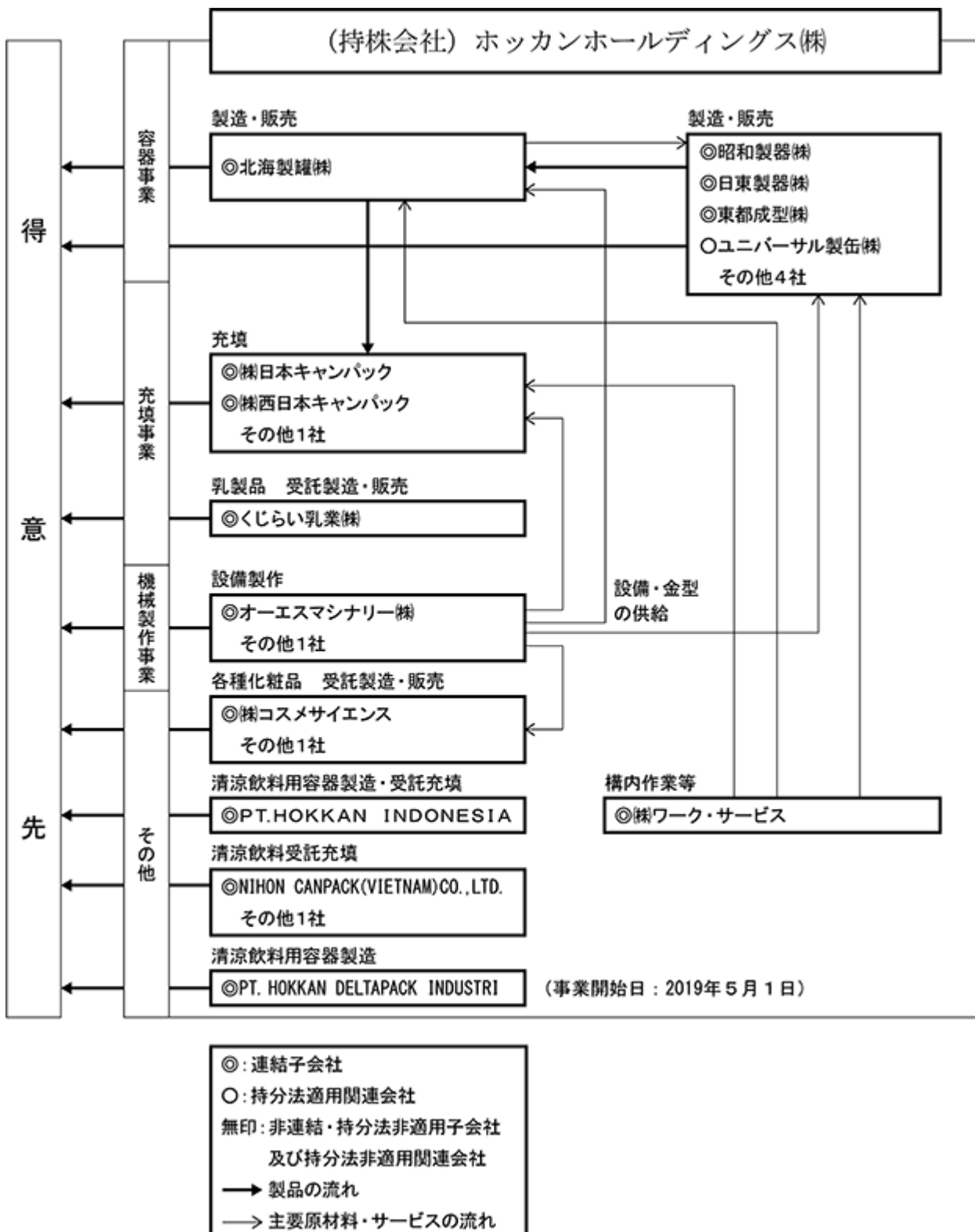
連結子会社の(株)ワーク・サービスは、グループ各社の工場内運搬作業等の請負事業を営んでいるほか、連結子会社の(株)コスメサイエンスは各種化粧品の受託製造・販売を行っております。海外事業であるPT.HOKKAN INDONESIAはインドネシアにおいて清涼飲料用容器製造及び受託充填を行っており、NIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.はベトナムにおいてお茶、コーヒー、ジュースなど飲料の受託充填を行っております。

また、第3四半期連結会計期間にインドネシアにおいてPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、連結の範囲に含めております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

〔事業系統図〕

当社グループの事業系統図および主要な会社名は以下のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
北海製罐(株) (注) 3、5	北海道 小樽市	百万円 3,000	容器事業	100.0	当社に経営管理料の支払い及び当社から資金の借入をしております。 役員の兼任 8 名。
(株)日本キャンパック (注) 3、5	東京都 千代田区	百万円 411	充填事業	99.8	当社に経営管理料の支払い及び当社から資金の借入をしております。 役員の兼任 6 名。
(株)西日本キャンパック	岐阜県 岐阜市	百万円 480	充填事業	100.0 (75.0)	当社に経営管理料の支払い及び当社から資金の借入をしております。 役員の兼任 1 名。
日東製器(株)	群馬県 明和町	百万円 200	容器事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1 名。
昭和製器(株)	北海道 小樽市	百万円 40	容器事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 1 名。
東都成型(株)	群馬県 明和町	百万円 160	容器事業	100.0 (100.0)	当社に経営管理料の支払い及び当社から資金の借入をしております。
オーエスマシナリー(株)	北海道 小樽市	百万円 400	機械製作事業	100.0	当社に経営管理料の支払い及び当社から資金の借入をしております。 役員の兼任 1 名。
PT.HOKKAN INDONESIA (注) 3	Bogor, Indonesia	百万インドネ シアルピア 575,999	その他	70.0 (70.0)	PT.HOKKAN INDONESIA の借入金に対する債務保証を行っております。
(株)ワーク・サービス	埼玉県 さいたま市岩槻区	百万円 10	その他	100.0 (100.0)	-
NIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD. (注) 3	Binh Duong, Vietnam	百万ベトナム ドン 328,884	その他	100.0 (100.0)	-
くじらい乳業(株)	埼玉県 行田市	百万円 30	充填事業	66.7 (66.7)	当社から資金の借入をしております。
(株)コスメサイエンス	東京都 北区	百万円 80	その他	100.0 (100.0)	当社から資金の借入をしております。 役員の兼任 1 名。
PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI (注) 3	Jakarta, Indonesia	百万インドネ シアルピア 1,262,000	その他	80.0	PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI の借入金に対する債務保証を行っております。 役員の兼任 2 名。
(持分法適用関連会社)					
ユニバーサル製缶(株)	東京都 文京区	百万円 8,000	容器事業	20.0	ユニバーサル製缶(株)の借入金に対する債務保証を行っております。 役員の兼任 2 名。

(注) 1 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 北海製罐(株)は売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。また、(株)日本キャンパックは売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該連結子会社は充填事業の売上高に占める割合が100分の90を超えておりますので、主要な損益情報等の記載を省略しております。

主要な損益情報等

北海製罐(株)	売上高	41,021百万円
	経常利益	245百万円
	当期純損失	3,043百万円
	純資産額	9,636百万円
	総資産額	48,618百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
容器事業	728 (226)
充填事業	687 (78)
機械製作事業	80 (18)
その他	526 (139)
全社(共通)	36 (3)
合計	2,057 (464)

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業、工場内運搬作業等の請負事業及び化粧品等製造販売事業等であります。

2 従業員数は、就業人員であり臨時従業員の数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
36 (3)	42.6	11.3	7,142

(注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 従業員数は、契約社員を含めて記載しております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 提出会社の従業員は、(1) 連結会社の状況の全社(共通)の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、北海製罐労働組合(在籍組合員数315名)、日東製器労働組合(組合員数94名)、昭和製器労働組合(組合員数71名)及びワーク・サービス労働組合(組合員数125名)が組織されております。

なお、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

1. 会社の経営の基本方針

持株会社体制の当社は、

容器・充填・機械製作を通じて社会・文化に貢献する事をグループのアイデンティティとし、かつ、スピード感に溢れ、透明性の高い連邦型経営を推し進める事により、グループ企業価値・株主価値の最大化を図る。

品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業グループとして特長ある技術・ビジネスモデル等の開発に努め、かつ、地球環境を大切とし広く社会・経済の発展に寄与する。

また、当社グループでは、2018年度から2020年度にわたる新中期経営計画「FUTURE-5」をスタートさせ、「グループの目指す姿」として、以下の基本方針を定めております。

- (1) 不断の経営改革により、活力と存在感のあるグループ企業であり続けることを目指します。
- (2) 各種充填事業において、アジアNo. 1の地位を確立することを目指します。
- (3) 全てのステークホルダーと信頼関係を維持し、共栄をしていくグループ企業を目指します。

2. 目標とする経営指標

新中期経営計画「FUTURE-5」では、2020年度において売上高1,250億円、営業利益75億円、営業利益率6.0%、D E レシオ1.0倍以下、ROE 8.5%を数値目標としております。

3. 中長期的な会社の基本戦略

新中期経営計画「FUTURE-5」の基本戦略は、

(1) 事業構造の転換

今後の成長事業分野へ、積極的に経営資源配分を実施する。また、不採算事業に対しては個別の対策検討をおこない、具体的な施策を展開・実行する。

(2) 海外事業の展開

東南アジア市場の伸長を、当社グループの成長エンジンとして取り込み、飲料充填事業を基幹として、グループの総合力を活かしながら事業展開を加速させる。

(3) 新規事業の創出

既存事業を基盤として、グループとしてのシナジーを効かせ、アライアンスやM & Aを活用しながら、新たな基柱となる事業を創出する。

4．会社の対処すべき課題

来期のわが国経済の見通しにつきましては、2019年10月に予定されている消費税増税の影響が予想されるなか、アメリカを中心とする通商問題の動向や中国経済の先行き不透明感等、海外経済の悪化に伴う国内の景気への影響が懸念されております。

このような状況のなかで、当社グループでは2018年度、インドネシア共和国にPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、同社が現地法人のPT.DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、飲料用パッケージ製造事業等を譲り受けることとし、積極的な海外事業の強化を図りました。また、2018年度の国内既存事業につきましても、充填事業を中心に順調に推移いたしました。容器事業につきましては、円安による原材料価格・エネルギーコストの高騰の波を年間を通じて受ける等、厳しい環境下にありました。そのため、連結決算としては売上高並びに営業利益、経常利益ともに増収増益を達成したものの、セグメント別利益構成としては改善の余地を残す結果となりました。来期につきましては、新たに設立したPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを始めとする海外事業において、安定的な収益の確保を目指していくことと、また、国内のグループ事業会社各社につきましても、それぞれ販路の拡大やコスト削減に努める等、各社ともに中期経営計画「FUTURE-5」の基本方針に従い、年間目標の達成に向けて事業運営を進めてまいります。

5．会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

（1）会社の支配に関する基本方針について

当社は、当社の株主の在り方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中でも、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の取締役会や株主の皆様が買付条件等について検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等については、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものと考えられます。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社及び当社グループ(以下、総称して「当社グループ」といいます。)は、1921年の創業以来、「品質本位に最善の努力を行い、最高の商品を提供する企業として、社会・文化に貢献する。」との企業理念に立ち、容器・充填・機械製作事業等を営んでおります。

当社は、2005年10月に純粋持株会社へ移行し、「グループ全体の最適な戦略立案」「事業会社の経営執行の監督」「グループ資源の最適配分」を行ってまいりました。

また、2018年度からの新中期経営計画「FUTURE-5」の基本方針に従い、今後も、めまぐるしい環境の変化に柔軟に対応していくことで、当社グループを発展させてまいります。

上記のように、当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組むとともに、経営の透明性・客観性の確保に努めております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は2008年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」をご承認いただいており、その後、所要の変更を加えた上で、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において、新たに買収防衛策(以下「本プラン」といいます。)を株主の皆様にご承認いただいております。

(イ) 本プラン導入の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

(ロ) 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、

()特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(八) 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、当社は、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役又は社外有識者(注4)のいずれかに該当する者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、発動した対抗措置の停止又は変更等の判断など、当社取締役会の諮問に対して勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれに準じる者を対象として選任するものとします。

(二) 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

a. 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

(ア)大規模買付者の名称、住所

(イ)設立準拠法

(ウ)代表者の氏名

(エ)国内連絡先

(オ)提案する大規模買付行為の概要

(カ)本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

b. 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記a.(ア)~(カ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項(以下、「必要情報」といいます。)について記載した書面を交付し、大規模買付者には当該書面に従い、必要情報を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は次のとおりです。

- (ア)大規模買付者及びそのグループ(共同保有者及び特別関係者を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (イ)大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)
- (ウ)大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (エ)大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (オ)当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (カ)当社グループの経営に参画した後に予定する、当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会は速やかに独立委員会に提出することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、独立委員会が、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分であると判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、大規模買付者が出現し、当該大規模買付者から大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された必要情報は、当社取締役会が、その全部又は一部を適時適切に開示します。

なお、独立委員会が、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、独立委員会は、直接又は当社取締役会を通じて、その旨の通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

c. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合は最長60日間、それ以外の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(いずれも情報提供完了通知の発送日の翌日から起算されます。以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。独立委員会は取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案(当社取締役会がかかる代替案の提示を希望する場合。)等を受領した上、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告を行うに至らない場合等、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつき、やむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとし、また、その場合、延長する理由及び期間について開示いたします。

取締役会評価期間中、独立委員会は独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉を行います。

d. 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断し、当社取締役会に対して株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様の本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

その場合、当社取締役会は、当社取締役会において具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を議案とする当社株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。具体的には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主とします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行し、その旨を開示します。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合（なお、かかる株主総会の決議は普通決議によるものといたします。）、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当社は、当該株主総会の結果を決議後適時適切に開示いたします。

e. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付者は大規模買付行為を実施できないものとします。

したがって、大規模買付者は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できるものとします。

(ホ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が当該時点で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、行使期間等を設けることがあります。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付者による大規模買付行為の提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の当該提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該提案及び当社が提示する当該提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要かつ相当な範囲で、上記a. で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- (ア)真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (イ)当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合
- (ウ)当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると思われる場合
- (エ)当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると思われる場合
- (オ)大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)など、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (カ)大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類及び価額、当該価額の算定根拠、手続の違法性の有無、実現可能性、買付後の経営方針、買付後における当社の他の株主、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者の処遇方針等を含みます。)が、当社の本源的価値に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合

なお、大規模買付ルールが順守されている場合における対抗措置発動の決定は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限り行われるものであり、当該大規模買付行為が上記のいずれかに形式的に該当することのみを理由として行われることはないものとします。

c. 対抗措置発動の停止等について

上記a. 又はb. において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当の効力発生日までの間は新株予約権無償割当等の中止、又は新株予約権無償割当後行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得等の方法により、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(ハ) 株主の皆様に与える影響等

a. 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記(ホ)において述べましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

b. 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合又は大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ト) 本プランの適用開始、有効期限及び廃止

本プランの有効期限は、2017年6月29日開催の当社定時株主総会終結時から2020年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、本プランは、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において承認可決され発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないことについて）

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」をはじめとする買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有しています。

(イ) 当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記(3)(イ)「本プラン導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

なお、当社は、本プランの発動にあたり、新株予約権の行使が認められない者に対し、新株予約権の金銭等による買取等、金銭等の経済的な利益の交付は行いません。

(ロ) 事前の開示

当社は、株主の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適切な判断の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も法令等に従い、必要に応じて適時適切な開示を行います。

(ハ) 株主意思を反映するものであること

本プランは、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において、承認されたものでありますので、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(二) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記(3)(ハ)「独立委員会の設置」に記載のとおり、本プランにおける対抗措置の発動等に関し、当社取締役会に対して勧告等を行う諮問機関として、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会を設置します。

(ホ) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは上記(3)(ホ)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ヘ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(2019年6月28日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 資材購入価格の変動

当社グループの主要な事業であります容器事業において、その製品コストには原油を原料としたペット樹脂や鋼材などの購入資材が大きな比重を占めております。昨今において資材価格は世界的な需要、特に中国市場の影響を大きく受けており、原油価格の高騰を始めとする資材価格の値上げを製品価格に転嫁することが出来なければ収益を大きく圧迫する可能性があります。

(2) 製品の欠陥

当社グループは世界的に認められている品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。しかし、すべての製品について欠陥が無く、将来的にクレームが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバー出来るという保証はありません。大規模なクレームや製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、多額のコスト負担をもたらすのはもちろんのこと当社グループの評価に重大な影響を与え、それにより売上が低下し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) 地震や落雷等による影響

当社グループは製造ラインの中断による潜在的なマイナス影響を最小限に食い止めるため、すべての設備において定期的な点検を行っております。しかし、地震や落雷といった天災による影響を完全に防止出来る保証はありません。もしそのような事象が生じた場合、生産能力が大きく低下する可能性があります。

(4) 減損会計

当社グループは保有する固定資産について、今後の業績動向や時価の下落等により収益性の低下等が認められた場合、減損損失を認識することとなり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 取引先の信用リスク

当社グループは、取引先の信用状況を每期見直す体制としておりますが、予期しえない財務状況の悪化により債権の回収に支障をきたす場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(6) 情報セキュリティ

当社グループは、コンピューターウイルス対策や情報管理の徹底を進めております。しかしサイバー攻撃、不正アクセス及びコンピューターウイルスの侵入等により、これら情報が流出した場合並びに重要データの破壊、改ざん及びシステム停止等が生じた場合、当社グループの信用低下や業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(7) 法的規制

当社グループでは、コンプライアンス委員会を設置するなど様々な法的規制の遵守に努めておりますが、予期しえない事態によりこれらの規制を遵守できなかった場合、事業活動が制限される可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

事業全体の状況

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は53,156百万円（前連結会計年度末は45,136百万円）となり8,019百万円の増加となりました。これは受取手形及び売掛金並びに電子記録債権の増加（31,351百万円から33,615百万円へ2,263百万円の増）、「その他」に含まれております前渡金（13百万円から2,187百万円へ2,173百万円の増）及び未収入金（2,232百万円から3,283百万円へ1,050百万円の増）の増加、たな卸資産の増加（9,543百万円から10,766百万円へ1,222百万円の増）並びに、現金及び預金が増加（1,329百万円から1,982百万円へ653百万円の増）したことが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は102,794百万円（前連結会計年度末は92,026百万円）となり10,768百万円の増加となりました。これはPT.DELTAPACK INDUSTRIグループから事業を譲り受けたことなどにより、有形固定資産の増加（66,488百万円から74,918百万円へ8,429百万円の増）及び無形固定資産が増加（929百万円から3,338百万円へ2,408百万円の増）したことが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は57,646百万円（前連結会計年度末は45,305百万円）となり12,340百万円の増加となりました。これは短期借入金の増加（14,600百万円から21,286百万円へ6,686百万円の増）、独占禁止法関連損失引当金3,557百万円の計上、買掛金の増加（19,961百万円から21,283百万円へ1,321百万円の増）及び「その他」に含まれております未払消費税等が増加（165百万円から715百万円へ549百万円の増）したことが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は40,386百万円（前連結会計年度末は36,783百万円）となり3,602百万円の増加となりました。これはリース債務が減少（3,629百万円から3,270百万円へ359百万円の減）したものの、長期借入金が増加（28,497百万円から32,662百万円へ4,165百万円の増）したことが主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は57,917百万円（前連結会計年度末は55,072百万円）となり2,844百万円の増加となりました。これは為替換算調整勘定が減少（247百万円から670百万円へ422百万円の減）したものの、非支配株主持分の増加（1,475百万円から3,542百万円へ2,066百万円の増）及び親会社株主に帰属する当期純利益1,150百万円の計上が増加したことが主な要因であります。

セグメント情報に記載された区分ごとの状況

(容器事業)

当連結会計年度末におけるセグメント資産の残高は56,551百万円(前連結会計年度末は54,429百万円)となり2,122百万円の増加となりました。これは北海製罐株式会社における各種飲料用空缶製造設備等の更新拡充及び東都成型株式会社における新工場建設等の設備投資3,889百万円、電子記録債権の増加及び減価償却費の計上2,409百万円が主な要因であります。

(充填事業)

当連結会計年度末におけるセグメント資産の残高は62,692百万円(前連結会計年度末は58,715百万円)となり3,976百万円の増加となりました。これは株式会社日本キャンパックにおける充填設備の更新拡充及び株式会社西日本キャンパックにおけるアセプティック(無菌充填)ライン導入等の設備投資6,554百万円、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権の増加及び減価償却費の計上3,930百万円が主な要因であります。

(機械製作事業)

当連結会計年度末におけるセグメント資産の残高は4,320百万円(前連結会計年度末は3,496百万円)となり823百万円の増加となりました。これはオーエスマシナリー株式会社における高精度マシニングセンター等の設備投資125百万円、受取手形及び売掛金の増加、仕掛品の増加及び減価償却費の計上81百万円が主な要因であります。

(その他)

当連結会計年度末におけるセグメント資産の残高は19,794百万円(前連結会計年度末は8,866百万円)となり10,928百万円の増加となりました。これはPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIにおける清涼飲料用容器製造事業の事業譲受に関する投資、PT.HOKKAN INDONESIAにおける充填関連設備等の更新拡充に関する設備投資及び株式会社コスメサイエンスにおける化粧品製造設備等の更新拡充に関する設備投資7,176百万円及び減価償却費の計上846百万円が主な要因であります。

(2) 経営成績の状況

事業全体及びセグメント情報に記載された区分ごとの状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が着実に改善するなか、設備投資は増加傾向を続けており、また、個人消費につきましても、雇用・所得環境の着実な改善を背景に堅調に推移しており、景気は緩やかな回復を続けておりますが、足元では海外経済の減速等の影響により先行きに不透明感が増す状況となりました。

当連結会計年度における清涼飲料業界の状況につきましては、西日本地区を中心とした豪雨の影響や北海道胆振地区における震災等の影響はありましたものの、4月から5月にかけて天候に恵まれたこと、また、例年より早い梅雨明けや記録的な猛暑の影響により、清涼飲料業界全体では前年を上回る結果となりました。

カテゴリー別でみますと、夏場の記録的な猛暑の影響等により炭酸飲料、無糖茶系飲料およびスポーツドリンクにつきましては好調に推移し前年を上回る結果となりました。

コーヒー飲料につきましては、ペットボトルが堅調に推移しましたが、通常缶やりしール缶（ボトル缶）が前年を下回りましたため、コーヒー飲料全体では前年並みに推移する結果となりました。

食品缶詰業界の状況につきましては、水産缶詰ではサンマやカニ等の一部原料不足の影響はありましたが、サバおよびイワシ等の販売が好調に推移しましたため、前年を若干上回る結果となりました。

また、農産缶詰につきましては、西日本地区を中心とした豪雨や北海道胆振地区における地震の影響等はありませんものの、前年並みに推移する結果となりました。

〔容器事業〕

（メタル缶）

飲料缶・食品缶

飲料用スチール空缶につきましては、主力の缶コーヒーのペットボトルへのシフト等の影響もあり、業界の動向と同様に依然として減少傾向に歯止めがかからず、前年を大きく下回りましたため、飲料用スチール空缶全体では前年を下回る結果となりました。

食品缶詰用空缶につきましては、水産缶詰では、サンマやカニ等の一部水産原料不足の影響等がありましたが、サバやイワシ等の販売が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、農産缶詰につきましても、北海道胆振地区における地震等の影響はありましたものの、前年並みに推移しましたため、食品缶詰用空缶全体では前年を上回る結果となりました。

その他

エアゾール用空缶につきましては、災害備蓄に対する意識の高まりにより、燃料ボンベ缶の販売が好調であり、また、主力の殺虫剤関連製品も新規受注をするなど好調に推移しました。さらに、塗料等の一般缶につきましても堅調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。

美術缶につきましては、菓子缶や海苔缶等のギフト関連製品が好調に推移しましたため、美術缶全体では前年を上回る結果となりました。

（プラスチック容器）

飲料用ペットボトル

飲料用ペットボトルにつきましては、アセプティック（無菌充填）による充填工場でのインラインブローの拡大の影響等により、前年を下回る結果となりましたものの、プリフォーム（ボトル成型前の中間製品）につきましては、設備投資を実施し積極的な営業活動を展開したことや、夏場の記録的な猛暑の影響等により前年を大きく上回りましたため、プリフォームを含む飲料用ペットボトル全体では前年を上回る結果となりました。

食品用ペットボトル

食品用ペットボトルにつきましては、贈答用商品の販売が減少しましたものの、新規開発したりサイクル可能なPET素材の二重構造バリアボトルの販売が好調に推移しましたため、食品用ペットボトル全体では前年を上回る結果となりました。

その他

一般成形品につきましては、化粧品用およびトイレタリー製品の新規受注や農薬・園芸品用が堅調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、バッグインボックスにつきましても販売が好調であり前年を上回りましたため、一般成形品全体では前年を上回る結果となりました。

以上の結果、容器事業全体の売上高は42,088百万円（前年度比4.6%増）となりましたものの、原材料価格およびエネルギーコストの高騰の影響もありましたため、営業利益は220百万円（前年度比77.9%減）となりました。

〔充填事業〕

（缶製品）

缶製品につきましては、通常缶につきましては堅調に推移しましたものの、リシール缶（ボトル缶）がお客様による内製化や缶コーヒーがペットボトルにシフトした影響等により販売が減少しましたため、缶製品全体では前年を下回る結果となりました。

（ペットボトル製品）

ペットボトル製品につきましては、アセプティック（無菌充填）を含む大型ペットボトルでは、夏場の記録的な猛暑の影響等により受注が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、アセプティック（無菌充填）を含む小型ペットボトルにつきましても、生産ラインの一部リニューアル工事が完了し生産を開始したこと等により前年を大きく上回りましたため、ペットボトル製品全体では前年を大きく上回る結果となりました。

以上の結果、乳製品受託製造販売を営むくじらい乳業株式会社を加えた充填事業全体の売上高は76,370百万円（前年度比9.3%増）となり、営業利益は6,634百万円（前年度比27.6%増）となりました。

〔機械製作事業〕

機械製作事業につきましては、自動車部品生産設備やリチウム電池製造設備の受注等が堅調であり、また、消耗金型製作等の受注も好調に推移しましたため、機械製作事業全体の売上高は3,313百万円（前年度比1.1%増）となり、営業利益は359百万円（前年度比46.1%増）となりました。

〔その他〕

インドネシアにおいて、容器（ペットボトル）製造から内容物の充填までを一貫しておこなうPT.HOKKAN INDONESIA（ホッカン・インドネシア社）では、主要なおお客様の販売が好調に推移しましたため、前年を上回る結果となりました。また、第3四半期連結会計期間において、同国にPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI（ホッカン・デルタパック・インダストリ社）を設立し、連結の範囲に含めております。ベトナムにおいて清涼飲料の受託充填事業を営んでおりますNIHON CANPACK(VIETNAM)CO.,LTD.（日本キャンパック・ベトナム社）は、新規のお客様から受注を得るなど積極的な営業活動を進めましたため、前年を上回る販売となりました。

化粧品等製造販売を営む株式会社コスメサイエンスは、積極的な営業活動による新たなお客様との取引開始もあり、前年を上回る販売となりました。

以上の結果、工場内運搬作業等をおこなっております株式会社ワーク・サービスを加えたその他全体の売上高は6,984百万円（前年度比18.0%増）となり、営業利益は433百万円（前年度は営業損失124百万円）となりました。

以上により、当連結会計年度における売上高は128,757百万円（前年度比8.0%増）、営業利益は6,191百万円（前年度比20.6%増）、経常利益は7,078百万円（前年度比12.3%増）となりましたが、独占禁止法関連損失引当金繰入額を特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,150百万円（前年度比73.0%減）となりました。

当連結会計年度における経営指標につきましては、営業利益率4.8%、ROE 2.1%でありました。2020年度の目標とする経営指標につきましては、新中期経営計画「FUTURE-5」において売上高1,250億円、営業利益75億円、営業利益率6.0%、D E レシオ1.0倍以下、ROE 8.5%を数値目標としております。

今後の対応につきましては、新中期経営計画「FUTURE-5」の基本戦略に基づき、容器事業は食品用ペットボトル分野を中心とした高付加価値な新容器の販売、また、充填事業はスクラップ&ビルドにより既存ラインを停止し、新たに最新鋭の無菌充填ラインを導入してまいります。営業利益におきましては、積極果敢な投資を梃子として大きく向上させてまいります。「稼ぐ力」＝「お客様に必要とされる力」という認識の下、高付加価値な製品、サービスの提供に努めてまいります。営業利益率におきましては、容器事業においては付加価値率が高い製品比率を上げること、充填事業においては最新鋭ライン導入による生産性向上により利益率向上を目指してまいります。D E レシオにつきましては、攻めの投資実行に伴い、有利子負債の増加が見込まれますが、財務健全性を考慮し、1.0倍以下を目指してまいります。また、ROEにつきましては、稼ぐ力を向上させつつ、有利子負債を適度な水準で活用することで、8.5%を目標としてまいります。

生産、受注及び販売の状況

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメント名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
容器事業	40,772	5.7
充填事業	75,312	9.0
機械製作事業	3,845	21.8
報告セグメント計	119,930	8.2
その他	6,000	32.7
合計	125,930	9.1

(注) 1 金額は、販売価格であります。

2 「その他」の生産高には、工場内運搬作業等の請負事業は生産活動を行っていないため含まれておりません。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(b) 受注状況

当社グループにおける各事業はいずれのセグメントにおいても受注に基づく生産、販売が大部分を占めており、かつ受注から販売までの期間が短期間で受注残高の増減が僅少であることから、販売実績を受注実績とみなして差し支えありません。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
容器事業	42,088	4.6
充填事業	76,370	9.3
機械製作事業	3,313	1.1
報告セグメント計	121,773	7.4
その他	6,984	18.0
合計	128,757	8.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)伊藤園	36,939	31.0	39,330	30.6
ダイドードリンコ(株)	17,139	14.4	18,752	14.6

(3) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローで11,057百万円の増加（前年同期は6,953百万円の増加）、投資活動によるキャッシュ・フローで19,502百万円の減少（前年同期は8,755百万円の減少）、財務活動によるキャッシュ・フローで9,575百万円の増加（前年同期は845百万円の増加）がありました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,380百万円（前年同期は6,035百万円）、減価償却費7,372百万円（前年同期は6,504百万円）、独占禁止法関連損失引当金の増加に伴う資金の増加額3,557百万円、売上債権の増加に伴う資金の減少額2,354百万円（前年同期は4,893百万円の減少）、たな卸資産の増加に伴う資金の減少額1,216百万円（前年同期は865百万円の減少）、仕入債務の増加に伴う資金の増加額1,319百万円（前年同期は2,229百万円の増加）、法人税等の支払額1,767百万円（前年同期は3,184百万円）が主な増減要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に株式会社西日本キャンパックの充填設備の増設、北海製罐株式会社の各種飲料用空缶製造設備の更新拡充及び東都成型株式会社における新工場建設等に伴う有形固定資産の取得による支出11,630百万円（前年同期は8,916百万円）、飲料用パッケージ製造事業等の事業譲受による支出7,879百万円（前渡金の支出を含む）が主な増減要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期及び短期借入金の返済による支出74,198百万円（前年同期は48,133百万円）、長期及び短期借入れによる収入85,041百万円（前年同期は49,923百万円）、リース債務の返済による支出779百万円（前年同期は550百万円）、提出会社による配当金の支払額518百万円（前年同期は457百万円）が主な増減要因であります。

この結果、現金及び現金同等物は、653百万円増加し、当連結会計年度末は1,982百万円となりました。

主要な資金需要及び財源につきましては、当社グループの主要な資金需要は、製品製造のための材料費、労務費、経費、販売費及び一般管理費等の営業費用及び設備投資等であります。これらの資金需要につきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入等による資金調達にて対応していくこととしております。

運転資金につきましては、当社及び国内連結子会社においてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）を導入しており、各社における余剰資金を当社へ集中し、一元管理を行うことで、資金効率の向上を図っております。

4 【経営上の重要な契約等】

当社は、2018年10月30日開催の取締役会において、インドネシア共和国に子会社としてPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、同社が同国における飲料用パッケージ製造業者であるPT.DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、飲料用パッケージ製造事業等を譲り受けることを決議し、PT.DELTAPACK INDUSTRIとの間で事業譲受に関する基本契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(追加情報)をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度において、当社グループは変化の激しい時代に対応すべく、グループ各社との連携を深め、将来の利益創出を方向付ける技術開発、商品開発などの研究開発活動を行ってまいりました。研究開発費の総額は901百万円です。

セグメントの研究開発活動を示すと、次のとおりであります。

(1) 容器事業

様々な素材価格が高騰しているメタル・プラスチック容器業界においては、利便性の追求と共に環境負荷低減、軽量化の推進となる容器・生産システムの開発が重要になっております。メタル容器におきましては、安価材の採用や軽量化による缶体のコストダウン、意匠性向上技術による差別化及び利便性向上の為の機能を付与した缶体(胴及び蓋)の開発、さらに新規内容物への対応に取り組んでおります。プラスチック容器におきましては、環境負荷低減に向けた製品開発及び利便性を追求した差別化容器の開発、またハイバリアボトル技術の展開によりプラスチック容器の新たな顧客市場の獲得に向け取り組んでおります。

研究開発費の金額は、830百万円です。

(2) 充填事業

環境に配慮した充填技術及び新規市場参入のための研究開発を行っております。

研究開発費の金額は、56百万円です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、各事業におきまして製造設備の増設・更新等を中心に行いました。

なお、生産能力に重大な影響を与えるような固定資産の売却および撤去等はありません。

当連結会計年度の設備投資等の総額は18,330百万円であり、設備投資をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(1) 容器事業

主に北海製罐株式会社における各種飲料用空缶製造設備等の更新拡充及び東都成型株式会社における新工場建設等の設備投資3,889百万円を行いました。

(2) 充填事業

主に株式会社日本キャンパックにおける充填設備の更新拡充及び株式会社西日本キャンパックにおけるアセプチック（無菌充填）ライン導入等の設備投資6,554百万円を行いました。

(3) 機械製作事業

オーエスマシナリー株式会社において高精度マシニングセンター等の設備投資125百万円を行いました。

(4) その他

主にPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIにおける清涼飲料用容器製造事業の事業譲受に関する投資、PT.HOKKAN INDONESIAにおける充填関連設備等の更新拡充に関する設備投資及び株式会社コスメサイエンスにおける化粧品製造設備等の更新拡充に関する設備投資7,176百万円を行いました。

(5) 調整額

主にホッカンホールディングス株式会社における社宅の新築等に関する投資397百万円及び未実現利益の調整額等187百万円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
北海製罐(株)	岩槻工場 〔埼玉県 さいたま市 岩槻区〕	容器 事業	容器製造 設備	478	793	314 (60,128)	58	28	1,673	155
北海製罐(株)	千代田工場 〔群馬県 千代田町〕	容器 事業	容器製造 設備	1,855	1,653	2,633 (151,542)	129	38	6,311	103
(株)日本 キャン バック	群馬工場 〔群馬県 明和町〕	充填 事業	充填 設備	3,582	3,806	2,433 (85,651)	512	66	10,401	303
(株)日本 キャン バック	利根川工場 〔群馬県 明和町〕	充填 事業	充填 設備	3,028	1,571	2,563 (91,896)	11	67	7,241	94
(株)日本 キャン バック	赤城工場 〔群馬県 前橋市〕	充填 事業	充填 設備	1,577	1,413	815 (73,184)	2,408	105	6,321	92
(株)西日本 キャン バック	岐阜工場 〔岐阜県 岐阜市〕	充填 事業	充填 設備	3,415	6,119	2,121 (68,563)	1,166	118	12,941	138

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 東都成型(株)の土地は北海製罐(株)から賃借しているものであります。

3 (株)西日本キャンバックの土地は(株)日本キャンバックから賃借しているものであります。

4 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)
(株)日本 キャンバック	利根川工場 〔群馬県 明和町〕	充填事業	充填設備	一式	2015年4月～ 2022年4月	295	870
くじらい乳業(株)	行田工場 〔埼玉県 行田市〕	充填事業	充填設備	一式	2016年2月～ 2023年2月	170	639

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
PT.HOKKAN INDONESIA	〔Bogor, Indonesia〕	その他	容器製造 及び 充填設備	1,266	1,706	423 (92,425)		65	3,461	182

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2018年10月30日開催の取締役会において、インドネシア共和国に子会社としてPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、同社が同国における飲料用パッケージ製造業者であるPT.DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、飲料用パッケージ製造事業等を譲り受けることを決議し、PT.DELTAPACK INDUSTRIとの間で事業譲受に関する基本契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(追加情報)をご参照ください。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

(注) 2018年6月28日開催の第93回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で株式併合に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、192,000,000株減少し、48,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,469,387	13,469,387	(株)東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	13,469,387	13,469,387		

(注) 1. 2018年6月28日開催の第93回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で当社普通株式5株を1株に併合いたしました。これにより、発行済株式総数は53,877,548株減少し、13,469,387株となっております。
2. 2018年6月28日開催の第93回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年10月1日 (注)	53,877,548	13,469,387		11,086		10,725

(注) 株式併合(5:1)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		31	24	110	88	4	5,682	5,939	
所有株式数(単元)		53,047	1,652	30,406	10,435	5	38,870	134,415	27,887
所有株式数の割合(%)		39.47	1.23	22.62	7.76	0.00	28.92	100	

(注) 1. 自己株式1,281,081株は「個人その他」に12,810単元及び「単元未満株式の状況」に81株含めて記載しております。

2. 2018年6月28日開催の第93回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で1単元の株式数は1,000株から100株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6(東京都港区浜松町2-11-3)	654	5.37
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-5-5(東京都中央区晴海1-8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	594	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	424	3.49
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	400	3.28
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	361	2.96
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西4-1	353	2.90
ホッカンホールディングスグループ取引先持株会	東京都千代田区丸の内2-2-2	340	2.79
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2-2-3	313	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	306	2.52
株式会社メタルワン	東京都千代田区丸の内2-7-2	260	2.13
計		4,009	32.90

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式1,281千株があります。

2. 所有株式数には信託業務に係る株数を下記のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 424千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 306 "

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 1,281,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,160,500	121,605	
単元未満株式	普通株式 27,887		
発行済株式総数	13,469,387		
総株主の議決権		121,605	

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) ホッカンホールディングス 株式会社	東京都千代田区丸の内 2 - 2 - 2	1,281,000		1,281,000	9.51
計		1,281,000		1,281,000	9.51

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において承認されました。

また、当社執行役員並びに主要子会社の取締役及び執行役員に対しても、当社の取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入いたします。

本制度の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」の(株式報酬制度の導入)をご参照ください。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	3,777	2
当期間における取得自己株式	26	0

(注) 1. 2018年6月28日開催の第93回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で当社普通株式5株を1株に併合いたしました。当事業年度における取得自己株式3,777株の内訳は、株式併合前3,349株、株式併合後428株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(株式併合による減少)	5,122,616	0		
保有自己株式数	1,281,081		1,281,107	

(注) 1. 当事業年度における「その他(株式併合による減少)」の処分価額の総額0百万円は、端数株式の売渡しによるものであります。

2. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

主力事業部門である容器事業及び充填事業におきましては、今後とも競争力を確保し、利益の向上を図るために新製品の研究開発投資や設備投資等が必要であります。

従いまして、株主に対する配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、機動的な配当政策を実施するため、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めております。

以上の方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2019年5月14日開催の取締役会におきまして1株当たり23円75銭と決定しました。なお、2018年10月1日を効力発生日として普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、株式併合を考慮いたしますと中間配当金3円75銭は18円75銭となり、年間配当金は1株当たり42円50銭となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2018年11月6日 取締役会	228	3.75
2019年5月14日 取締役会	289	23.75

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び連結子会社は、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを重要施策としております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．会社の機関の基本説明

2019年6月28日現在において、取締役会、監査役会を中心とした経営管理体制を構築し、役員は社外取締役2名を含む取締役8名と社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。取締役会については代表取締役会長である工藤常史を議長として、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、重要事項の決定並びに業務執行状況の監督を行っております。定期的に行っております監査役会は取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況」を参照ください。

また、持株会社体制のもとで、企業活動における法令順守、公正性、倫理性を徹底するために、監査室を設置して内部監査の強化に努めております。

監査役会、会計監査人、監査室とは、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

ロ．当該体制を採用する理由

取締役会については意思決定の迅速化と権限の委譲を図るため、取締役の人数を適正化させており、そのなかには、会計学や法律専門の社外取締役をはじめ、当社主要ビジネスを熟知した事業会社社長2名を含めた体制をとっていることから、バランスのとれた構成となっております。また、監査役会につきましても、税理士・弁護士の社外監査役を2名有しており、監査役会として十分に機能しております。さらに、取締役会をサポートする会議体として、グループ経営会議や特別経営会議も毎月行われております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

- 当社は、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、これらの遵守を引き続き図る。
- 取締役会は、「取締役会規則」に基づき月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催しており取締役間の意思疎通の確保、業務執行の相互監督を行っており今後ともこの体制を維持する。また、必要に応じ外部の専門家を起用する等も含め、法令・定款違反行為を未然に防止する体制を整える。
- 取締役の職務執行については、監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
- 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
- 当社グループ企業全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、必要に応じ各事業会社にて規則、ガイドラインの策定・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
- 当社グループ全体の内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
- 当社は、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

- 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を中心に、当社グループ全体のリスク管理を統括するとともに、定期的なリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応を継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。
- 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとする。

八．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 子会社からの定期的な営業成績、財務状況その他の重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告される。
- ・ 当社が定める子会社管理規程および海外事業会社管理規程において定期的な管理をおこなっている。

b. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程のもと、「リスク管理委員会」を中心に、子会社のリスク管理についても、定期的にリスクの識別等を実施し、抽出された個々のリスクについての対応をリスク管理委員会を通じて継続的に実施することによりリスクの極小化に努める。

c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社グループでは、5事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定める。
- ・ 子会社からの重要な情報については、月1回開催される当社主催のグループ経営会議において報告され、個々の対応方針が決定される。
- ・ 経営管理については、「ホッカングループ運営要領」、「事業会社決裁基準」に従い、一定の重要事項について当社への決裁・報告による事業会社経営管理を実施する体制を継続する。

d. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループでは、コンプライアンス体制確立に向け「企業倫理規程」として、「経営理念」、「環境方針」、「情報セキュリティ基本方針」、「役職員行動規範」、「同細則」を定めており、グループ全体でこれらの遵守を引き続き図る。
- ・ 取締役の職務執行については、監査役会設置会社においては各会社の監査役会の定める監査の方針および分担に従い各監査役が監査対象として監査を実施しており、今後ともこの体制を維持する。
- ・ 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役および取締役会に報告しその是正を図ることとする。
- ・ 当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を維持・整備するため、「コンプライアンス委員会」を設置し、その中で各社毎にコンプライアンス委員を選任し、コンプライアンス委員を中心としてコンプライアンス教育・研修を行うほか、業務運営に関する違法、不正または不当な行為の早期発見および是正を図るため「内部通報制度」を活用し適正な業務運営に努める。
- ・ 当社グループ全体の内部監査部門として当社社長直轄の監査室を設置し、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としている。また、総務部については当社グループ全体のコンプライアンス統括部署として機能させる体制としている。なお、これらの体制は今後とも継続させることとする。
- ・ 当社グループは、「役職員行動規範」にて「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない」ことを明記しその堅持に努めており、引き続き適切な対応を行う。

二．当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ホ．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

ヘ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ト．剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とし、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役会長 代表取締役	工藤 常史	1954年3月2日生	1977年4月 2002年6月 2005年10月 2009年6月 2010年6月 2018年6月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 現在に至る	(注)3	10,400
取締役社長 代表取締役	池田 孝資	1962年11月24日生	1988年4月 2005年10月 2009年6月 2014年6月 2018年6月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 北海製罐株式会社執行役員 当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役社長 現在に至る	(注)3	4,300
取締役副社長 充填事業 統轄	藤本 良一	1952年8月14日生	1973年3月 2005年6月 2009年6月 2011年6月 2013年6月 2014年6月 2014年6月 2019年6月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 株式会社日本キャンパック執行役員 同社取締役執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役 当社取締役副社長 現在に至る	(注)3	3,200
取締役常務執行役員 容器事業 技術・生産部門 統轄	佐藤 泰祐	1964年2月9日生	1986年4月 2009年4月 2010年6月 2013年6月 2016年6月 2019年4月 2019年6月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 北海製罐株式会社千代田工場長 同社執行役員 同社取締役執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員(現任) 当社取締役常務執行役員 現在に至る	(注)3	1,800
取締役執行役員 総務部・CSR 担当	武田 卓也	1964年9月30日生	1988年4月 2004年4月 2014年6月 2019年4月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 当社総務部長 当社取締役 当社取締役執行役員 現在に至る	(注)3	3,100
取締役執行役員 経理部・経営企画室 担当	砂 廣俊明	1964年10月1日生	1988年4月 2003年6月 2011年6月 2012年6月 2018年6月 2019年4月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 当社執行役員 株式会社日本キャンパック執行役員 同社取締役執行役員 当社取締役 当社取締役執行役員 現在に至る	(注)3	2,700
取締役	安藤 信彦	1964年4月29日生	1996年4月 2000年10月 2007年9月 2014年6月 2016年6月	弁護士登録、上野久徳法律事務所入所 上野・安藤法律事務所(名称変更) 安藤総合法律事務所開所 当社監査役 当社取締役 現在に至る	(注)3	-
取締役	宮村 百合子	1956年7月1日生	1990年3月 2002年1月 2008年6月 2014年10月 2016年1月 2018年10月 2019年6月	本郷公認会計士事務所入所 税理士登録 辻・本郷税理士法人理事 同法人常務理事 同法人専務執行理事 同法人参与(現任) 当社取締役 現在に至る	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	竹田由里	1953年7月15日生	1980年4月 1999年11月 2007年4月 2011年6月 2015年6月	北海製罐株式会社(現当社)に入社 当社技術開発部設計グループリーダー 北海製罐株式会社岩槻工場副工場長 当社監査室長 当社常勤監査役 現在に至る	(注)6	1,300
監査役	小池明夫	1952年11月12日生	1975年4月 2006年7月 2007年6月 2010年6月 2018年6月	農林中央金庫入庫 当社入社監査室長 当社経営企画室長 当社取締役 当社監査役 現在に至る	(注)4	3,600
監査役	田代宏樹	1968年8月27日生	2003年10月 2007年9月 2016年6月	弁護士登録、上野・安藤法律事務所入所 グランディール法律事務所(現・田代法律事務所)開所 当社監査役 現在に至る	(注)5	-
監査役	鈴木徹也	1962年8月13日生	1990年3月 2013年6月 2017年6月 2019年6月	税理士登録、鈴木税理士事務所開所 東京税理士会葛飾支部長 東京税理士会綱紀部副部長 当社監査役 現在に至る	(注)6	-
						30,400

- (注) 1 取締役安藤信彦及び取締役宮村百合子は、社外取締役であります。
- 2 監査役田代宏樹及び監査役鈴木徹也は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 監査役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 7 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
田島正広	1965年5月25日生	1996年4月 2003年12月 2006年7月 2016年10月	弁護士登録、中田・松村法律事務所入所 田島正広法律事務所開所 田島総合法律事務所(名称変更) 田島・寺西法律事務所(名称変更) 現在に至る	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は安藤信彦氏及び宮村百合子氏の2名であります。安藤信彦氏は弁護士の資格を有しており、主に法律の分野において、豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。また、安藤信彦氏は株式会社ムサシの社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。宮村百合子氏は税理士の資格を有しており主に会計学及び税務の分野において、豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。

当社の社外監査役は田代宏樹氏と鈴木徹也氏の2名であります。田代宏樹氏は弁護士の資格を有しており主に法律の分野において、豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。鈴木徹也氏は税理士の資格を有しており主に会計学及び税務の分野において、豊富な経験と専門知識を有しており、有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。

社外取締役及び各社外監査役は取締役会に出席し、客観的立場から経営の監督・監視を行っております。

また、当社の社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は、東京証券取引所における「上場管理等に関するガイドライン」 5.(3)の2を基準にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役と社外監査役を含む監査役会は適宜、社外取締役・監査役連絡会を開催することとし、連携を確保する体制を取ることとしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は、毎月開催される取締役会に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるほか、主要な決裁書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制となっております。

また、監査役は代表取締役等との定期的な打合せにより、報告事項等を把握できる体制となっております。

監査役田代宏樹氏は、弁護士の資格を有しており法務に関する知見を有しております。

監査役鈴木徹也氏は、税理士の資格を有しており会計及び税務に関する知見を有しております。

内部監査の状況

当社グループ全体の内部監査部門として、社長直轄の監査室を設置しております。監査室のモニタリング結果を踏まえ、継続的に運用評価・有効性の確認を行い、必要に応じ改善を行うと伴に、監査結果については、社長および監査役に定期的に報告する体制としております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

きさらぎ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

竹見 浩

鶴田 慎之介

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の選定に関して、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬見積額等についての情報を入手したうえで、専門性、独立性、品質管理体制及び職務遂行能力等を総合的に勘案し、選定いたします。

なお、監査役会は、2015年5月に決定した「会計監査人の選解任・不再任の決定方針」に基づき、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、「監査法人の品質管理の状況」「監査チームの適切性」「監査報酬」「監査役とのコミュニケーションの有効性」「経営者や内部監査部門との関係」「グループ監査」「不正リスクへの配慮」に関し評価を実施し、会計監査人の職務執行状況、監査体制、独立性、専門性等の適切性及び法令等の遵守状況にいずれも問題なく、監査品質を維持し適切に監査が行われている旨判断しております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	24	-	24	-
連結子会社	52	1	52	0
計	77	1	77	0

連結子会社における非監査業務の内容は、北海製罐株式会社がきさらぎ監査法人に対して支払った「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項」に基づき作成した賦課金に係る特例の認定申請書に係る確認業務（非監査業務）の対価を含んでおります。

ロ. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

八. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等の監査計画・監査内容・監査日数等を勘案し、監査公認会計士等の独立性を損なうことがないように、監査役会の同意を得た上で決定しております。

二. 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

会計監査人であるきさらぎ監査法人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証をおこなったうえで会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により報酬限度額を決定しており、毎年の業績を勘案・連動した報酬体系を取っております。また、報酬を決定するにあたり、取締役会内に報酬検討委員会を設け、各取締役の報酬額の原案を作成し、社外取締役の意見を求めたうえで限度額範囲内で決定しております。

当社は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、本制度）を導入することを決議しております。本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」の（株式報酬制度の導入）をご参照ください。

また、当社は、2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において、取締役の報酬額につきましては、現行の月額の前から年額の定めに変更、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）、監査役の報酬額を年額80百万円以内と、それぞれ決議しております。

なお、当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、役職ごとの方針は定めておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	131	131			8
監査役 (社外監査役を除く。)	27	27			3
社外役員	21	21			4

(注) 期末日現在支給対象となっている取締役は8名、監査役は4名であります。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものとして区分しております。純投資目的以外の目的である投資株式は、上記以外を目的としたものとして区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社では、取引先から保有要請を受けた場合、今後も取引先として継続していく企業、新たに事業戦略上関係を強化すべき企業等に限定し、また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなど、妥当性について精査し、保有するか否かを決めております。なお毎年、保有株式について取締役会で議論し見直しを行っており、政策保有から外れた銘柄について、売却を含めた検討を行っており、順次売却をしておりますとともに、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直しをしていきます。保有の合理性を検証する方法は、保有する株式の時価に当社のROAを乗じた金額を、株式を保有することによる期待すべきリターンの額とし、当該金額を配当金及びその取引先に係る収益等と比較して検証しております。個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の結果、各保有株式が当社および当社グループにおいて重要な取引先の株式であり、また、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っていることから、保有が適当であると認められております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	12	210
非上場株式以外の株式	22	12,139

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会を通じた株式の取得。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式以外の株式	1	253

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

保有効果の検証時点は2018年12月であります。

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由(注1)	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)伊藤園	600,000	600,000	容器事業及び充填事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	3,450	2,508		
マルハニチロ(株)	398,045	398,045	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	1,576	1,353		
日本たばこ産業(株)	550,000	550,000	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	1,509	1,686		
キッコーマン(株)	230,000	230,000	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	1,248	984		
(株)トーモク	604,465	604,465	容器事業及び充填事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	994	1,283		
コカ・コーラ ボト ラーズジャパンホー ルディングス(株)	244,590	244,590	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	687	1,074		
(株)伊藤園第1種優先 株式	180,000	180,000	容器事業及び充填事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	475	417		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	781,740	781,740	当社と取引金融機関との取引・協力関係の維持強化のため保有しており、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無(注)2
	429	544		
雪印メグミルク(株)	144,022	144,022	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	387	414		
(株)みずほフィナン シャルグループ	1,510,000	1,510,000	当社と取引金融機関との取引・協力関係の維持強化のため保有しており、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無(注)3
	258	289		
アース製薬(株)	50,000	50,000	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	257	281		
(株)ヤクルト本社	20,000	20,000	新たに事業戦略上関係を強化すべき企業等であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	154	157		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	35,951	35,951	当社と取引金融機関との取引・協力関係の維持強化のため保有しており、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無(注)4
	142	154		
三菱マテリアル(株)	44,500	44,500	当社との協力関係の維持強化のため保有しており、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	130	142		

ブルドックソース(株)	52,000	52,000	新たに事業戦略上関係を強化すべき企業等であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	108	115		
エア・ウォーター(株)	50,000	50,000	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	80	103		
D I C(株)	22,260	22,260	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	72	79		
エステー(株)	29,000	29,000	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	54	66		
ダイドーグループホールディングス(株)	10,000	10,000	容器事業及び充填事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	有
	49	66		
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	42,776	42,776	当社と取引金融機関との取引・協力関係の維持強化のため保有しており、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無(注)5
	49	61		
はごろもフーズ(株)	4,521	8,506	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。なお、取引先持株会を通じた株式の取得を行っております。	有
	11	11		
(株)大森屋	10,000	10,000	容器事業の取引先として取引を継続していく企業であり、配当金及びその企業に係る収益等をもとに保有効果を検証しております。	無
	8	9		
東洋鋼鈹(株)		352,400		有
		251		

- (注) 1 定量的な保有効果は、企業間取引に係る収益等を含めて検証しているため記載が困難であります。
- 2 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)三菱UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行(株)は当社株式を保有しております。
- 3 (株)みずほフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)みずほ銀行は当社株式を保有しております。
- 4 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である三井住友信託銀行(株)は当社株式を保有しております。
- 5 (株)ほくほくフィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である(株)北海道銀行は当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15号の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、きさらぎ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集に努めるとともに、監査法人等が主催するセミナーに適宜参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,329	1,982
受取手形及び売掛金	28,117	29,696
電子記録債権	3,233	3,918
商品及び製品	4,380	4,904
仕掛品	2,226	2,711
原材料及び貯蔵品	2,936	3,150
その他	2,937	6,816
貸倒引当金	25	24
流動資産合計	45,136	53,156
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	66,129	71,465
減価償却累計額	43,522	44,860
建物及び構築物（純額）	22,607	26,605
機械装置及び運搬具	136,837	139,861
減価償却累計額	118,375	115,069
機械装置及び運搬具（純額）	18,461	24,791
土地	15,883	16,340
リース資産	7,517	7,454
減価償却累計額	2,331	2,807
リース資産（純額）	5,185	4,646
建設仮勘定	3,661	1,580
その他	9,465	9,326
減価償却累計額	8,776	8,372
その他（純額）	688	954
有形固定資産合計	66,488	74,918
無形固定資産	929	3,338
投資その他の資産		
投資有価証券	1 21,886	1 22,122
長期貸付金	634	496
繰延税金資産	64	33
退職給付に係る資産	410	246
その他	1 1,791	1 1,696
貸倒引当金	179	58
投資その他の資産合計	24,607	24,537
固定資産合計	92,026	102,794
資産合計	137,162	155,950

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	19,961	21,283
短期借入金	14,600	21,286
リース債務	738	753
未払法人税等	840	1,233
賞与引当金	906	912
独占禁止法関連損失引当金	-	3,557
その他	8,258	8,620
流動負債合計	45,305	57,646
固定負債		
長期借入金	28,497	32,662
リース債務	3,629	3,270
繰延税金負債	858	972
退職給付に係る負債	3,050	3,091
その他	747	389
固定負債合計	36,783	40,386
負債合計	82,089	98,032
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,086	11,086
資本剰余金	11,070	11,070
利益剰余金	28,157	28,789
自己株式	1,956	1,959
株主資本合計	48,357	48,987
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,121	6,632
繰延ヘッジ損益	1	0
為替換算調整勘定	247	670
退職給付に係る調整累計額	634	574
その他の包括利益累計額合計	5,240	5,388
非支配株主持分	1,475	3,542
純資産合計	55,072	57,917
負債純資産合計	137,162	155,950

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	119,274	128,757
売上原価	1, 3 100,701	1, 3 108,280
売上総利益	18,572	20,477
販売費及び一般管理費	2, 3 13,437	2, 3 14,285
営業利益	5,135	6,191
営業外収益		
受取利息	27	32
受取配当金	278	291
持分法による投資利益	345	181
受取賃貸料	109	229
受取保険金	540	466
その他	373	202
営業外収益合計	1,675	1,405
営業外費用		
支払利息	271	255
賃貸費用	51	114
弔慰金	90	30
その他	93	118
営業外費用合計	507	518
経常利益	6,303	7,078
特別利益		
固定資産売却益	4 8	4 3
投資有価証券売却益	285	234
資産除去債務戻入益	122	118
その他	2	-
特別利益合計	418	356
特別損失		
固定資産除却損	5 326	5 497
減損損失	6 303	-
投資有価証券評価損	43	-
経営統合関連費用	6	-
独占禁止法関連損失引当金繰入額	-	3,557
その他	6	-
特別損失合計	686	4,054
税金等調整前当期純利益	6,035	3,380
法人税、住民税及び事業税	1,825	1,823
法人税等調整額	13	344
法人税等合計	1,811	2,168
当期純利益	4,223	1,212
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失()	38	61
親会社株主に帰属する当期純利益	4,261	1,150

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
当期純利益	4,223	1,212
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	298	653
繰延ヘッジ損益	8	2
為替換算調整勘定	437	527
退職給付に係る調整額	232	78
持分法適用会社に対する持分相当額	138	159
その他の包括利益合計	241	46
包括利益	4,464	1,258
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,622	1,298
非支配株主に係る包括利益	157	39

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,086	11,070	24,352	1,954	44,555
当期変動額					
剰余金の配当			457		457
親会社株主に帰属する当期純利益			4,261		4,261
自己株式の取得				2	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	3,804	2	3,801
当期末残高	11,086	11,070	28,157	1,956	48,357

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,679	11	67	878	4,879	1,633	51,068
当期変動額							
剰余金の配当							457
親会社株主に帰属する当期純利益							4,261
自己株式の取得							2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	442	10	314	243	360	157	202
当期変動額合計	442	10	314	243	360	157	4,004
当期末残高	6,121	1	247	634	5,240	1,475	55,072

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,086	11,070	28,157	1,956	48,357
当期変動額					
剰余金の配当			518		518
親会社株主に帰属する当期純利益			1,150		1,150
自己株式の取得				2	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	632	2	630
当期末残高	11,086	11,070	28,789	1,959	48,987

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,121	1	247	634	5,240	1,475	55,072
当期変動額							
剰余金の配当							518
親会社株主に帰属する当期純利益							1,150
自己株式の取得							2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	511	1	422	60	147	2,066	2,214
当期変動額合計	511	1	422	60	147	2,066	2,844
当期末残高	6,632	0	670	574	5,388	3,542	57,917

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,035	3,380
減価償却費	6,504	7,372
減損損失	303	-
貸倒引当金の増減額（ は減少）	8	0
賞与引当金の増減額（ は減少）	7	6
独占禁止法関連損失引当金の増減額（ は減少）	-	3,557
退職給付に係る負債の増減額（ は減少）	13	76
退職給付に係る資産の増減額（ は増加）	331	241
受取利息及び受取配当金	305	324
支払利息	271	255
持分法による投資損益（ は益）	345	181
投資有価証券売却損益（ は益）	285	234
投資有価証券評価損益（ は益）	43	-
有形固定資産除売却損益（ は益）	317	481
売上債権の増減額（ は増加）	4,893	2,354
たな卸資産の増減額（ は増加）	865	1,216
その他の資産の増減額（ は増加）	25	1,136
仕入債務の増減額（ は減少）	2,229	1,319
その他の負債の増減額（ は減少）	869	361
未払消費税等の増減額（ は減少）	488	473
その他	4	62
小計	9,756	12,139
利息及び配当金の受取額	651	496
利息の支払額	272	259
法人税等の支払額	3,184	1,767
法人税等の還付額	2	447
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,953	11,057

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,916	11,630
有形固定資産の売却による収入	31	15
投資有価証券の取得による支出	1	1
投資有価証券の売却による収入	375	253
長期前払費用の取得による支出	15	8
貸付けによる支出	500	5
貸付金の回収による収入	569	52
事業譲受による支出	-	2 5,711
事業譲受による前渡金の支出	-	2 2,167
その他	298	298
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,755	19,502
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	34,000	70,941
短期借入金の返済による支出	34,000	60,100
長期借入れによる収入	15,923	14,100
長期借入金の返済による支出	14,133	14,098
リース債務の返済による支出	550	779
セール・アンド・リースバックによる収入	66	33
自己株式の取得による支出	2	2
配当金の支払額	457	518
非支配株主への配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	845	9,575
現金及び現金同等物に係る換算差額	39	477
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	996	653
現金及び現金同等物の期首残高	2,325	1,329
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,329	1 1,982

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

13社

連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

当連結会計年度において、新たに設立したPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

KE・OSマシナリー(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

会社等の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

主要な会社等の名称

KE・OSマシナリー(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社はいずれも小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

たな卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年

（社内における見込利用可能期間）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

独占禁止法関連損失引当金

独占禁止法に関連した課徴金の支払に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引

ヘッジ対象.....借入金利息、外貨建長期借入金、未払金、設備関係未払金

ヘッジ方針

金利リスクの低減の為、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。また、為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が549百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が18百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が531百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が531百万円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(追加情報)

(子会社の設立及び重要な事業の譲受)

当社は、2018年10月30日開催の取締役会において、インドネシア共和国に子会社としてPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、同社が同国における飲料用パッケージ製造業者であるPT.DELTAPACK INDUSTRIグループ会社7社より、飲料用パッケージ製造事業等を譲り受けることを決議し、PT.DELTAPACK INDUSTRIとの間で事業譲受に関する基本契約を締結いたしました。

当社は、2018年11月16日にPT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIを設立し、2019年2月4日に同社への増資を実施いたしました。また、同社は同年2月14日にPT.DELTAPACK INDUSTRIからの資本参加を受けたことにより、当社及びPT.DELTAPACK INDUSTRIの合併会社となりました。その後、同年5月1日に同社は、PT.DELTAPACK INDUSTRIグループがこれまでインドネシア共和国で行っていた事業を譲り受け、その事業を引き継いでおります。

1. 本件の目的

東南アジア最大の人口を誇るインドネシア共和国においては、今後も旺盛な飲料消費が見込まれます。当社は、インドネシア市場を当社グループ海外事業拡大における重要市場として位置付け、インドネシア市場における当社グループのプレゼンスを高めて参ります。

2. 本件取引の概要

本件取引は、当社が当該子会社を設立し、PT.DELTAPACK INDUSTRIグループの飲料用パッケージ製造事業等を譲り受ける取引であります。譲渡資産には、土地、工場建物、製造設備、在庫及び商標等が含まれます。資産譲渡価額は、クロージング前に別途合意される在庫金額を除き、1,274,340百万インドネシアルピアになります。

3. 設立した会社の名称、事業内容及び規模

名称	PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI
所在地	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州
代表者の役職・氏名	President Director・Johannes Zaminda Jali
事業内容	飲料用パッケージ製造等
資本金	1,262,000百万インドネシアルピア
大株主及び持株比率	ホッカホールディングス株式会社：80% PT.DELTAPACK INDUSTRI：20%
事業開始日	2019年5月1日

4. 設立の時期

2018年11月16日

5. 取得した株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数	1,009,600株
取得価額	1,009,600百万インドネシアルピア
取得後の持分比率	ホッカホールディングス株式会社：80% PT.DELTAPACK INDUSTRI：20%

6. 譲り受けた相手会社の名称

PT.DELTAPACK INDUSTRIグループは7社に亘りますが、中核となるPT.DELTAPACK INDUSTRIについて記載いたします。

名称	PT.DELTAPACK INDUSTRI
所在地	インドネシア共和国 ブカシ県南チカラン
代表者の役職・氏名	President Director・Johannes Zaminda Jali
事業内容	飲料用パッケージ製造等
資本金	95,663百万インドネシアルピア
設立年月日	2001年4月11日
大株主及び持株比率	Amir Kosasih : 46.05% Johannes Zaminda Jali : 40%

7. 譲り受けた事業の内容

飲料用パッケージ製造等

8. 譲り受けた資産・負債

(資産)

有形固定資産

土地、建物、機械装置等

無形固定資産

商標等

(負債)

該当事項はありません。

9. 譲受の時期

2019年5月1日

10. 取得した事業の取得原価及びその内容

取得の対価	現金	1,021,940百万インドネシアルピア
	PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRIの普通株式	252,400 "
取得原価		1,274,340 "

但し、クロージング前に別途合意される在庫金額を除く

11. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

12. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

現時点では確定しておりません。

13. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
株式	8,118百万円	7,968百万円
出資金	56	56

2 偶発債務

債務保証

従業員からの金融機関からの借入金に対して、保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
従業員	3百万円	2百万円

借入金に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
ユニバーサル製缶(株)	143百万円	93百万円

(連結損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価	43百万円	9百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
荷造運送費	2,771百万円	2,927百万円
給与手当	2,296	2,410
賞与引当金繰入額	129	133
退職給付費用	161	149
研究開発費	825	795
減価償却費	579	560
保管料	1,888	2,077
貸倒引当金繰入額	3	1

3 一般管理費及び当期製造原価に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	935百万円	901百万円

4 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	- 百万円
機械装置及び運搬具	4	2
土地	3	0
リース資産	0	-
工具器具及び備品	-	1
計	8	3

5 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	170百万円	71百万円
機械装置及び運搬具	137	408
リース資産	8	-
工具器具及び備品	2	0
ソフトウェア	-	12
その他	7	3
計	326	497

上記の金額には撤去費用が含まれております。

6 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
事業用設備(軟包材充填設備)	機械装置等	東京都北区	245
遊休地	土地	北海道石狩市	19
遊休設備	建設仮勘定	群馬県明和町	17
遊休地	土地	群馬県館林市	16
遊休地	土地	北海道小樽市	5

(経緯)

上記の事業用設備については、収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。遊休設備については、使用が見込めなくなり、投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。また、遊休地については、需要の落ち込みにより価格が下落したことにより、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、事業用資産については主として工場を資産グループの基礎として、また一部の事業用資産については容器の種類を資産グループの基礎として、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎に資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

事業用設備については、正味売却価額により測定しており、備忘価額まで減額して評価しております。遊休設備及び遊休地については、正味売却価額により測定しており、備忘価額又は第三者による価格調査の算定価額まで減額して評価しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	716百万円	169百万円
組替調整額	285	234
税効果調整前	430	404
税効果額	131	249
その他有価証券評価差額金	298	653
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	11	3
税効果調整前	11	3
税効果額	2	0
繰延ヘッジ損益	8	2
為替換算調整勘定		
当期発生額	437	527
退職給付に係る調整額		
当期発生額	15	142
組替調整額	318	254
税効果調整前	333	112
税効果額	101	33
退職給付に係る調整額	232	78
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	131	159
組替調整額	7	-
持分法適用会社に対する持分相当額	138	159
その他の包括利益合計	241	46

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,346,935	-	-	67,346,935

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,393,424	6,496	-	6,399,920

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 6,496株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年5月11日 取締役会	普通株式	228	3円75銭	2017年3月31日	2017年6月9日
2017年11月6日 取締役会	普通株式	228	3円75銭	2017年9月30日	2017年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	289	4円75銭	2018年3月31日	2018年6月7日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,346,935	-	53,877,548	13,469,387

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式併合による減少 53,877,548株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,399,920	3,777	5,122,616	1,281,081

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 3,777株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式併合による減少 5,122,616株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	289	4円75銭	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	228	3円75銭	2018年9月30日	2018年12月10日

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり配当額については、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	289	23円75銭	2019年3月31日	2019年6月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	1,329百万円	1,982百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,329百万円	1,982百万円

2 現金及び現金同等物を対価とする事業の譲受にかかる資産及び負債の主な内訳

PT.DELTAPACK INDUSTRIの飲料用パッケージ製造事業の譲受に伴う資産及び負債の内訳並びに事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりです。なお、一部の流動資産及び固定資産につきましては、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

流動資産	2,822百万円
固定資産	7,002 "
非支配株主持分	1,946 "
事業の譲受価額	7,879百万円
現金及び現金同等物	- "
差引：事業譲受による支出	7,879百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として飲料充填設備(機械及び装置)等であります。

(イ)無形固定資産

主としてソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年以内	478百万円	475百万円
1年超	1,546	1,082
計	2,024	1,558

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金及び外貨建長期借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、その一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

通貨関連は、外貨建債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引と外貨建借入金に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

連結子会社は、各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(金利及び為替の変動リスク)の管理

当社及び連結子会社は、借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債務に係る為替変動リスクを一定の範囲に限定するために、為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、上場株式について、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び連結子会社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,329	1,329	-
(2) 受取手形及び売掛金	28,117	28,117	-
(3) 電子記録債権	3,233	3,233	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	13,601	13,601	-
(5) 長期貸付金	634		
貸倒引当金	97		
	536	536	0
資産計	46,819	46,818	0
(1) 買掛金	19,961	19,961	-
(2) 短期借入金	14,600	14,600	-
(3) リース債務（流動負債）	738	738	-
(4) 長期借入金	28,497	28,496	0
(5) リース債務（固定負債）	3,629	3,599	30
負債計	67,427	67,396	30
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	34	34	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(3)	(3)	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、債務者の財務内容に基づく回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、及び(3) リース債務（流動負債）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務（固定負債）

リース債務（固定負債）の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	165
非上場関係会社株式	8,118

非上場株式及び非上場関係会社株式については、市場価格がなく、かつ時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

前連結会計年度において、非上場関係会社株式について41百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について43百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,329			
受取手形及び売掛金	28,117			
電子記録債権	3,233			
長期貸付金	20	634		
合計	32,701	634		

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	500					
長期借入金	14,100	8,984	7,258	5,549	6,315	387
リース債務	738	664	559	728	390	1,286
合計	15,338	9,649	7,818	6,278	6,706	1,674

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入等により資金を調達しております。デリバティブは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

有利子負債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金及び外貨建長期借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、その一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

通貨関連は、外貨建債務について、為替変動リスクを一定の範囲に限定することを目的に為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引と外貨建借入金に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

連結子会社は、各社ごとの与信限度取扱規定等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎期見直す体制としております。

長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(金利及び為替の変動リスク)の管理

当社及び連結子会社は、借入金に係る金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債務に係る為替変動リスクを一定の範囲に限定するために、為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、上場株式について、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社及び連結子会社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,982	1,982	-
(2) 受取手形及び売掛金	29,696	29,696	-
(3) 電子記録債権	3,918	3,918	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	13,988	13,988	-
(5) 長期貸付金	496	496	0
資産計	50,083	50,083	0
(1) 買掛金	21,283	21,283	-
(2) 短期借入金	21,286	21,286	-
(3) リース債務（流動負債）	753	753	-
(4) 長期借入金	32,662	32,685	22
(5) リース債務（固定負債）	3,270	3,291	21
負債計	79,256	79,300	44
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、並びに（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（5）長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（1）買掛金、（2）短期借入金、及び（3）リース債務（流動負債）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（「デリバティブ取引関係」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務（固定負債）

リース債務（固定負債）の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	165
非上場関係会社株式	7,968

非上場株式及び非上場関係会社株式については、市場価格がなく、かつ時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

前連結会計年度において、非上場株式について43百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,982			
受取手形及び売掛金	29,696			
電子記録債権	3,918			
長期貸付金	16	496		
合計	35,614	496		

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	11,351					
長期借入金	9,934	8,848	7,139	9,605	6,735	331
リース債務	753	649	818	477	408	916
合計	22,039	9,498	7,958	10,083	7,144	1,248

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,530	5,205	8,325
	小計	13,530	5,205	8,325
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	70	83	12
	小計	70	83	12
合計		13,601	5,288	8,312

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,930	5,188	8,742
	小計	13,930	5,188	8,742
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	57	83	25
	小計	57	83	25
合計		13,988	5,271	8,717

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	375	285	-

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	253	234	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
原則的 処理方 法	通貨スワップ取引 受取米ドル 支払インドネシアルピア	246	-	34	34
	合計	246	-	34	34

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 原則的処理方 法	為替予約取引 買建 スイスフラン	設備関係未払金	0	-	0
	合計		0	-	0

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 原則的処理方 法	為替予約取引 買建 スイスフラン	設備関係未払金	2	-	2
	合計		2	-	2

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,900	4,800	(注1)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	246	-	3
合計			6,146	4,800	3

(注1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,500	5,360	(注1)

(注1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度と規約型確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度を併用している会社は提出会社及び連結子会社1社であります。退職一時金制度と規約型確定給付企業年金制度を併用している会社は連結子会社2社であります。退職一時金制度を採用している会社は連結子会社5社、規約型確定給付企業年金制度を採用している会社は連結子会社3社であります。また、このうち1社は確定拠出型の制度として特定退職金共済制度に加入しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	8,699	8,903
勤務費用	582	604
利息費用	5	5
数理計算上の差異の発生額	0	27
退職給付の支払額	379	300
その他	2	0
退職給付債務の期末残高	8,903	9,240

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	7,075	7,233
期待運用収益	117	120
数理計算上の差異の発生額	14	114
事業主からの拠出額	305	335
退職給付の支払額	279	231
年金資産の期末残高	7,233	7,342

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,834	7,111
年金資産	7,233	7,342
	398	231
非積立型制度の退職給付債務	2,068	2,128
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,670	1,897
退職給付に係る負債	2,068	2,128
退職給付に係る資産	398	231
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,670	1,897

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	582	604
利息費用	5	5
期待運用収益	117	120
数理計算上の差異の費用処理額	296	233
過去勤務費用の費用処理額	22	20
その他	2	0
確定給付制度に係る退職給付費用	784	744

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
過去勤務費用	22	20
数理計算上の差異	311	91
その他	0	0
合計	333	112

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識過去勤務費用	89	69
未認識数理計算上の差異	1,156	1,064
合計	1,246	1,133

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
一般勘定	38%	38%
債券	38%	40%
株式	15%	8%
現金及び預金	1%	7%
その他	8%	7%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
割引率	0.0～7.4%	0.0～8.3%
長期期待運用収益率	1.3～2.0%	1.3～2.0%
予想昇給率	4.4～5.0%	4.4～5.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,006	969
退職給付費用	123	134
退職給付の支払額	74	73
制度への拠出額	85	82
退職給付に係る負債と資産の純額の期末残高	969	948

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
積立型制度の退職給付債務	964	943
年金資産	907	912
	56	30
非積立型制度の退職給付債務	912	917
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	969	948
退職給付に係る負債	982	963
退職給付に係る資産	12	14
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	969	948

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度123百万円 当連結会計年度134百万円

4. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1百万円、当連結会計年度7百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	192百万円	178百万円
資産除去債務	243 "	241 "
賞与引当金	278 "	283 "
退職給付に係る負債	1,258 "	1,251 "
減損損失	1,749 "	1,494 "
投資有価証券評価損	219 "	103 "
連結納税加入に伴う時価評価		633 "
その他	760 "	677 "
繰延税金資産小計	4,701百万円	4,863百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)		134 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		2,007 "
評価性引当額小計	2,193 "	2,141 "
繰延税金資産合計	2,508百万円	2,722百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	281百万円	256百万円
その他有価証券評価差額金	2,543 "	2,294 "
退職給付に係る資産	435 "	364 "
連結納税加入に伴う時価評価		651 "
その他	40 "	93 "
繰延税金負債合計	3,301百万円	3,660百万円
繰延税金資産(は負債)の純額	793百万円	938百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	3	0	6	7	15	145	178百万円
評価性引当額	3	0	6	7	6	110	134 "
繰延税金資産					9	35	(b)44 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金178百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産44百万円を計上しております。当該繰延税金資産44百万円は、主に連結子会社であるくじらい乳業株式会社における税務上の繰越欠損金の残高22百万円(法定実効税率を乗じた額)等の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、主に2017年3月期に税引前当期純損失を46百万円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)	法定実効税率と税効果 会計適用後の法人税等の 負担率との間の差異が法 定実効税率の100分の5以 下であるため注記を省略 しております。	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		0.0
住民税均等割		0.7
評価性引当額の増減		0.4
持分法投資利益による影響額		1.7
海外連結子会社の税率差異		0.1
独占禁止法関連損失引当金繰入額		32.1
その他		0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率		64.1

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所等の建物の賃貸借契約の終了時に求められる原状回復義務のほか、工場等で使用している製造設備のリース契約終了時に求められる廃棄費用等を資産除去債務として計上しています。また、保有している冷凍機等の廃棄の際に発生する、フロン回収破壊法に基づくフロン及び代替フロンの回収費用、高濃度PCB含有設備等の処理費用、土壤汚染調査費用を資産除去債務として計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

第三者による見積もり及び過去の実績等を踏まえて算定し、債務発生から除去予定までの期間1年から50年に基づき、割引率0.00%から2.23%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	1,006百万円	894百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11 "	6 "
時の経過による調整額	5 "	5 "
資産除去債務の履行による減少額	129 "	123 "
期末残高	894百万円	782百万円

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、北海道その他の地域において、遊休地及び賃貸用住宅等(土地を含む。)を有しております。

2018年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)、減損損失は41百万円(特別損失に計上)であります。

2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は9百万円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,208	1,144
	期中増減額	64	5
	期末残高	1,144	1,139
期末時価		2,123	1,883

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度の主要な減少額は減損損失(41百万円)等であり、当連結会計年度の主要な減少額は減価償却(3百万円)等であります。
- 3 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、飲料缶・食缶等の各種缶詰用空缶及びプラスチック容器を製造販売する「容器事業」、主に飲料の受託製造を行う「充填事業」、製缶機械・多種多様な専用機械・金型などを製造販売する「機械製作事業」の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(表示方法の変更)」に記載のとおり、表示方法の変更に伴う組替え後の数値を記載しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	40,236	69,841	3,279	113,357	5,916	119,274	-	119,274
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,339	-	2,096	7,436	1,522	8,959	8,959	-
計	45,576	69,841	5,375	120,793	7,439	128,233	8,959	119,274
セグメント利益又は損失()	998	5,198	246	6,443	124	6,319	1,183	5,135
セグメント資産	54,429	58,715	3,496	116,642	8,866	125,508	11,654	137,162
その他の項目								
減価償却費	2,091	3,369	67	5,528	900	6,428	39	6,467
減損損失	274	35	-	309	-	309	5	303
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,342	6,969	135	12,446	193	12,640	181	12,459

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業、工場内運搬作業等の請負事業及び化粧品等製造販売事業であります。

2 調整額は下記のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 1,183百万円には、セグメント間取引消去211百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,394百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額11,654百万円には、報告セグメントに配分していない全社資産83,900百万円及びセグメント間取引消去 72,245百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の長期投資資金(投資有価証券)等であります。

(3) 減価償却費の調整額39百万円には、未実現利益の調整額 79百万円、各報告セグメントに配分していない全社減価償却費118百万円が含まれております。全社減価償却費は、報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の減価償却費であります。

(4) 減損損失の調整額 5百万円は、未実現利益の調整額 5百万円であります。

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 181百万円には、未実現利益の調整額等 185百万円、各報告セグメントに配分していない全社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額3百万円が含まれております。全社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額は、報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の有形固定資産及び無形固定資産の取得額であります。

3 セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	容器 事業	充填 事業	機械製作 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	42,088	76,370	3,313	121,773	6,984	128,757	-	128,757
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,459	-	3,295	8,755	1,601	10,357	10,357	-
計	47,547	76,370	6,609	130,528	8,586	139,115	10,357	128,757
セグメント利益	220	6,634	359	7,214	433	7,648	1,456	6,191
セグメント資産	56,551	62,692	4,320	123,564	19,794	143,359	12,591	155,950
その他の項目								
減価償却費	2,409	3,930	81	6,421	846	7,267	1	7,268
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,889	6,554	125	10,569	7,176	17,745	584	18,330

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業、工場内運搬作業等の請負事業及び化粧品等製造販売事業等であります。

2 調整額は下記のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 1,456百万円には、セグメント間取引消去188百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,644百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額12,591百万円には、報告セグメントに配分していない全社資産91,712百万円及びセグメント間取引消去 79,121百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の長期投資資金(投資有価証券)等であります。
- (3) 減価償却費の調整額1百万円には、未実現利益の調整額 80百万円、各報告セグメントに配分していない全社減価償却費81百万円が含まれております。全社減価償却費は、報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額584百万円には、未実現利益の調整額等187百万円、各報告セグメントに配分していない全社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額397百万円が含まれております。全社の有形固定資産及び無形固定資産の増加額は、報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の有形固定資産及び無形固定資産の取得額であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)伊藤園	36,939	容器事業及び充填事業
ガイドードリンコ(株)	17,139	容器事業及び充填事業

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	インドネシア	ベトナム	合計
66,913	7,751	252	74,918

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)伊藤園	39,330	容器事業及び充填事業
ガイドードリンコ(株)	18,752	容器事業及び充填事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はユニバーサル製缶株式会社であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	ユニバーサル製缶株式会社
流動資産合計	28,439百万円
固定資産合計	40,234百万円
流動負債合計	19,140百万円
固定負債合計	12,340百万円
純資産合計	37,192百万円
売上高	67,245百万円
税引前当期純利益	2,495百万円
当期純利益	1,727百万円

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社はユニバーサル製缶株式会社であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	ユニバーサル製缶株式会社
流動資産合計	26,702百万円
固定資産合計	42,805百万円
流動負債合計	23,863百万円
固定負債合計	9,047百万円
純資産合計	36,596百万円
売上高	67,557百万円
税引前当期純利益	1,390百万円
当期純利益	984百万円

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	4,397.03円	4,461.26円
1株当たり当期純利益	349.60円	94.37円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,261	1,150
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,261	1,150
期中平均株式数(千株)	12,190	12,188

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	55,072	57,917
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,475	3,542
(うち非支配株主持分(百万円))	(1,475)	(3,542)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	53,597	54,375
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	12,189	12,188

(重要な後発事象)

(株式報酬制度の導入)

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において承認されました。

また、当社執行役員並びに主要子会社の取締役及び執行役員に対しても、当社の取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入いたします。

1. 本制度導入の目的

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される制度であります。

また、本制度においては、本定時株主総会終結日の翌日から2024年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間の間に在任する当社取締役に對して当社株式が交付されます。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

本信託に係る信託契約の概要

委託者	: 当社
受託者	: 三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	: 当社取締役及び執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	: 信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託金の上限額	: 160百万円(当社分であり信託報酬、信託費用を含みます。)
株式の取得方法	: 当社からの自己株式の処分による取得又は取引所市場（立会外取引を含みます。）からの取得
信託契約日	: 2019年8月（予定）
信託の期間	: 2019年8月～2024年8月（予定）
信託の目的	: 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500	11,351	1.01	
1年以内に返済予定の長期借入金	14,100	9,934	0.38	
1年以内に返済予定のリース債務	738	753	1.83	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	28,497	32,662	0.31	2020年4月20日～ 2030年2月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3,629	3,270	1.85	2020年4月4日～ 2026年11月20日
其他有利子負債				
合計	47,465	57,972		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	8,848	7,139	9,605	6,735
リース債務	649	818	477	408

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	33,289	67,667	98,788	128,757
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,080	5,888	6,689	3,380
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,201	4,129	4,746	1,150
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	180.61	338.83	389.42	94.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失() (円)	180.61	158.21	50.59	295.06

(注)当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	611	885
短期貸付金	1 16,031	1 16,836
未収入金	1 635	1 565
その他	33	50
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	17,312	18,337
固定資産		
有形固定資産		
建物	25	26
工具、器具及び備品	4	17
土地	19	19
リース資産	46	38
建設仮勘定	-	311
有形固定資産合計	96	412
無形固定資産		
投資その他の資産	83	82
投資その他の資産		
投資有価証券	12,268	12,350
関係会社株式	25,656	33,923
長期貸付金	1 29,600	1 31,000
前払年金費用	31	27
その他	563	538
投資損失引当金	4,779	7,915
貸倒引当金	62	41
投資その他の資産合計	63,277	69,883
固定資産合計	63,458	70,379
資産合計	80,770	88,717

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 15,246	1 21,095
未払金	1 236	1 555
未払法人税等	-	31
賞与引当金	6	8
その他	1 73	1 375
流動負債合計	15,562	22,066
固定負債		
長期借入金	27,886	32,107
退職給付引当金	88	89
長期預り金	1 44	1 44
繰延税金負債	2,223	2,237
その他	77	69
固定負債合計	30,319	34,548
負債合計	45,882	56,614
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,086	11,086
資本剰余金		
資本準備金	10,725	10,725
その他資本剰余金	18	18
資本剰余金合計	10,743	10,743
利益剰余金		
利益準備金	2,771	2,771
その他利益剰余金		
別途積立金	1,600	1,600
繰越利益剰余金	5,565	2,711
利益剰余金合計	9,936	7,083
自己株式	1,956	1,959
株主資本合計	29,810	26,954
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,077	5,147
評価・換算差額等合計	5,077	5,147
純資産合計	34,888	32,102
負債純資産合計	80,770	88,717

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
営業収益		
受取配当金	1 878	1 705
経営管理料	1 1,256	1 1,230
営業収益合計	2,134	1,935
営業費用		
一般管理費	1, 2 1,372	1, 2 1,627
営業費用合計	1,372	1,627
営業利益	761	308
営業外収益	1 531	1 552
営業外費用	1 188	1 180
経常利益	1,103	680
特別利益		
投資有価証券売却益	285	234
投資損失引当金戻入額	1,617	-
特別利益合計	1,902	234
特別損失		
固定資産除却損	-	12
投資有価証券評価損	43	-
ゴルフ会員権評価損	4	-
経営統合関連費用	6	-
投資損失引当金繰入額	-	3,136
特別損失合計	54	3,148
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	2,952	2,233
法人税、住民税及び事業税	192	118
法人税等調整額	45	16
法人税等合計	237	102
当期純利益又は当期純損失()	2,714	2,335

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600	3,266	7,637
会計方針の変更による累積的影響額							41	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600	3,307	7,678
当期変動額								
剰余金の配当							457	457
当期純利益							2,714	2,714
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,257	2,257
当期末残高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600	5,565	9,936

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,954	27,514	4,826	4,826	32,340
会計方針の変更による累積的影響額		41			41
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,954	27,555	4,826	4,826	32,381
当期変動額					
剰余金の配当		457			457
当期純利益		2,714			2,714
自己株式の取得	2	2			2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			251	251	251
当期変動額合計	2	2,254	251	251	2,506
当期末残高	1,956	29,810	5,077	5,077	34,888

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600	5,565	9,936
会計方針の変更による累積的影響額							-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600	5,565	9,936
当期変動額								
剰余金の配当							518	518
当期純損失()							2,335	2,335
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,853	2,853
当期末残高	11,086	10,725	18	10,743	2,771	1,600	2,711	7,083

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,956	29,810	5,077	5,077	34,888
会計方針の変更による累積的影響額		-			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,956	29,810	5,077	5,077	34,888
当期変動額					
剰余金の配当		518			518
当期純損失()		2,335			2,335
自己株式の取得	2	2			2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			69	69	69
当期変動額合計	2	2,855	69	69	2,785
当期末残高	1,959	26,954	5,147	5,147	32,102

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券
時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

定額法を採用しております。

ただしソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法であります。

(3) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の上事業年度から費用処理しております。

(4) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ取引について特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ取引

ヘッジ対象.....借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利リスクの低減の為、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理の要件を充たしている金利スワップ取引については、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用し、財務諸表における子会社株式に係る将来加算一時差異の取扱いの見直しを適用しております。

なお、当該会計方針の変更は遡及適用されており、前事業年度の期首における繰越利益剰余金は41百万円増加しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「繰延税金負債」2百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」2,223百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	16,202百万円	16,986百万円
長期金銭債権	29,600	31,000
短期金銭債務	1,093	1,459
長期金銭債務	44	44

2 偶発債務

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
従業員	0百万円	0百万円

借入金に対して保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
PT.HOKKAN INDONESIA	172百万円	- 百万円
PT.HOKKAN DELTAPACK INDUSTRI	-	1,151
ユニバーサル製缶(株)	143	93

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るもの

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	2,134百万円	1,935百万円
一般管理費	15	21
営業取引以外の取引による取引高	292	312

2 一般管理費のうち主要な費用及び金額

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	182百万円	180百万円
給与手当	275	292
諸手数料	227	450
賞与引当金繰入額	6	7
賃借料	145	148
退職給付費用	25	22
減価償却費	109	69
教育費	46	65

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
子会社株式	21,282	29,549
関連会社株式	4,374	4,374
計	25,656	33,923

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 百万円	8百万円
賞与引当金	2	2
退職給付引当金	26	28
長期未払金	7	7
投資有価証券等評価損	140	103
関係会社株式	1,646	1,646
投資損失引当金	1,463	2,423
ゴルフ会員権評価損	38	36
貸倒引当金	19	12
その他	18	18
繰延税金資産小計	3,362	4,287
評価性引当額	3,329	4,244
繰延税金資産合計	32	42
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,240百万円	2,271百万円
前払年金費用	9	8
その他	5	0
繰延税金負債合計	2,256	2,280
繰延税金資産(は負債)の純額	2,223	2,237

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	3.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.7	9.0
住民税均等割	0.0	0.1
評価性引当額の増減	16.3	41.0
その他	0.4	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.0	4.6

(重要な後発事象)

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2019年6月27日開催の第94回定時株主総会において承認されました。

本制度の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」の(株式報酬制度の導入)をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	25	4	-	3	26	153
	工具器具及び備品	4	14	-	2	17	13
	土地	19	-	-	-	19	-
	リース資産	46	7	-	15	38	46
	建設仮勘定	-	329	17	-	311	-
	計	96	355	17	22	412	213
無形固定資産	電話加入権	0	-	-	-	0	-
	ソフトウェア	83	57	12	47	80	907
	ソフトウェア仮勘定	-	59	57	-	1	-
	計	83	116	69	47	82	907

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定	社宅の新築等	311百万円
ソフトウェア	サーバーの新基盤構築	55百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	62	1	21	41
投資損失引当金	4,779	3,136	-	7,915
賞与引当金	6	8	6	8

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで									
定時株主総会	6月中									
基準日	3月31日									
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日									
1単元の株式数	100株									
単元未満株式の買取り										
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部									
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社									
取次所										
買取手数料										
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.hokkanholdings.co.jp/									
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の株主名簿に記載された100株(1単元)以上保有の株主に対し、次の基準により、缶詰詰め合わせを進呈いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>進呈品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>2,000円相当の缶詰詰め合わせ</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上2,000株未満</td> <td>3,000円相当の缶詰詰め合わせ</td> </tr> <tr> <td>2,000株以上</td> <td>5,000円相当の缶詰詰め合わせ</td> </tr> </tbody> </table>		所有株式数	進呈品	100株以上1,000株未満	2,000円相当の缶詰詰め合わせ	1,000株以上2,000株未満	3,000円相当の缶詰詰め合わせ	2,000株以上	5,000円相当の缶詰詰め合わせ
所有株式数	進呈品									
100株以上1,000株未満	2,000円相当の缶詰詰め合わせ									
1,000株以上2,000株未満	3,000円相当の缶詰詰め合わせ									
2,000株以上	5,000円相当の缶詰詰め合わせ									

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第93期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第94期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月10日関東財務局長に提出。

第94期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月14日関東財務局長に提出。

第94期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2018年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2018年11月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2019年5月14日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4)2018年11月6日に提出の臨時報告書の訂正報告書)

2019年3月18日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月27日

ホッカホールディングス株式会社

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹見 浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 慎之介 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているホッカホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ホッカホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ホッカホールディングス株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月27日

ホッカホールディングス株式会社

取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹見 浩 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 慎之介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているホッカホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホッカホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。